

地域活力創出事業委託業務仕様書

1 事業名

地域活力創出事業

2 目的

本県では人口問題が県全体に関わる重要な課題となっており、2023年10月に策定した「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027 (愛知県人口問題対策プラン)」では、人口減少にできる限り歯止めをかけるとともに、人口減少下でも県内各地域が活力を維持し、すべての人が活躍でき、安心・快適に暮らせる社会の構築を目指している。

そこで、市町村又は市町村が支援する地域活動団体等（以下「市町村等」という。）が行う自主的・主体的な地域活動の本県が広域的に情報発信し、参加者募集を行うなど、市町村等が実施する地域活動を支援することで、人口が減少している県内市町村の活力の維持を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

市町村等が行う自主的・主体的な地域活動を支援するため、県外に向けた情報発信を実施し、関係人口としての参加者を募集するとともに、別紙に掲げる地域活動に対する支援を行う。地域活動は市町村等が実施するものであるが、地域活動のPRを行うだけでなく、地域活動の担い手不足の解消を目指すものとする。

なお、市町村等が実施する地域活動を側面的に支援する事業であることから、地域活動の実施主体を始めとした関係者と積極的に連携・協力をした上で業務を実施することとし、2024年度は田原市及び美浜町における別紙の地域活動を支援する。

(1) 地域活動の情報発信・参加者募集

市町村等が行う地域活動を支援するため、県外に向けた情報発信を行うとともに、各地域活動に2回とも参加する人を募集する。なお、参加者募集にあたっては事前に地域活動の概要や日程等を伝えるための説明会を開催する。

ア 地域活動の情報発信については、東京圏在住者など県外からも地域活動への参加が期待できるようなPRを行うため、2種類以上の媒体を活用して周知を行うこと。また、閲覧者数など効果測定や結果分析を行うこと。

- イ 地域活動に関する説明会については、対面、Web、オンラインハイブリッド型のいずれかとするが、Web での動画視聴が説明会開催後においても可能とすること。なお、各地域活動についての説明は市町村等と調整した上で開催することとし、参加者募集に関する全体的な内容については受託者において対応すること。
- ウ 地域活動への参加募集については、各地域活動を2回開催することから、それぞれの地域活動に2回とも参加が可能な者を募集する。ただし、やむを得ない事情により、参加者が応募後、不参加となる回が生じても差支えない。各地域活動における参加者の概要及び募集人数等は別紙のとおり。
- エ 地域活動への参加者を募集するため、市町村等と調整した上で、A4 サイズの募集チラシを作成すること。また、SNS や Web 等を活用して周知を行うほか、紙媒体でのチラシを500部以上作成し、県にPDFデータと併せて6月20日（木）までに納品すること。
- オ 地域活動の情報発信及び参加申込に関して、専用のWebサイトを作成し、随時、地域活動に関する情報を発信するとともに、地域活動への参加申込フォームを活用すること。なお、対応言語は日本語とし、運用・保守管理にあたっては、安全性、信頼性、不正アクセスを防止するなどのセキュリティ対策を行い、障害発生時は迅速に復旧し、適切な対策を施すこと。また、個人情報を扱うこととなることから、SSL通信などによる暗号化対策を実施するなど、セキュリティについては万全の対策を施すものとする。（契約書別記1「個人情報取扱事務委託基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特約条項」を参照。）
- ・6月30日（日）までに、当該項目で示しているWebサイトを開設すること。
 - ・スマートフォンで使用することを念頭に、操作性の高いWebサイトを作成すること。
 - ・Webサイトの構築・運営に必要なドメインやサーバー等の機器については、受託者において準備すること。また、安定的な運用を行うため、信頼性の高い機器を用いるとともに、記憶容量等については、余裕を持った機器を用いること。
 - ・Webサイトの保守管理・運用については、受託者が行うこと。
 - ・素材（観光スポット写真・肖像画等）については、必要に応じて県又は市町村等から提供するが、受託者が自主的に取得した画像についても、県と協議の上で使用可能とする。なお、受託者が自主的に取得した画像、デザインデータ等について、他者の著作権を侵害することのないよう十分配慮すること。
 - ・障害発生時には、速やかに対応できる体制を整えるとともに、直ちに県に報告すること。
 - ・メール及び電話による問合せの窓口を設置するとともに、その対応を行うこと。

(2) 地域活動の実施支援

- ア 市町村など地域活動の主体と調整した上で、地域活動の具体的な日程・実施方法等の企画立案を行うこと。
- イ 各地域活動の内容に応じて、参加者に対する地域活動の説明や案内等、地域活動の実施に係る人員提供を行うこと。
- ウ 本事業を通じて地域活動に参加することとなった参加者が使用する消耗品や什器、移動手段等を手配すること。
- エ 各地域活動について、参加者が負傷したり、物品等を壊して損害を与えたりした場合に備えて、保険に加入すること。
- オ 令和7年度以降も、市町村等が自立的に地域活動等を広報し、地域活動の参加者に該当市町村に関わりを持ってもらうため、参加者のメーリングリストを作成すること。なお、市町村に連絡先の共有をすることについて、受託者が、参加者の同意を予め得ておくこととする。
ただし、市町村等への連絡先共有について同意をすることを、地域活動参加の要件とすることはせず、メーリングリストからは、同意を得られなかった者を除くこととする。

(3) レポートの作成

市町村等の各回の地域活動終了後に、各回ごとに活動実績をまとめたレポートを作成し、専用の Web サイトに掲載すること。

5 業務の進捗管理

本事業の実施にあたり、事業の内容、進捗状況等について定期的に県と打合せ、報告を行うこと。

6 成果物

受託者はすべての地域活動終了後から起算して1か月を経過した日又は令和7年3月31日(月)のいずれか早い期日までに、「業務完了届」のほか、以下の業務報告書等を県に提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 事業実績、事業効果及び課題等をまとめた報告書(A4判縦) 5部
- (2) 上記電子データ
- (3) 情報発信サイトの操作・編集マニュアル、サイト一覧、HTML等の一切のデータが格納されたDVD-R
- (4) その他、県が指定したもの

7 その他

- (1) 本仕様書のほか、提案内容に基づき、愛知県と協議の上、決定する。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (4) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (5) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときには、速やかに提出すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

地域活動の概要

対象市町村	田原市	美浜町
実施主体	田原凧保存会	美浜町
活動概要	「田原凧」の制作や関連イベントの開催を通じた「田原凧」の普及活動及び「田原凧」保存活動の担い手を育成する。	毎年発行するプロモーション冊子の作成のため、移住希望者等と町の魅力を体験・運営補助等を行うことを通じて、今後の制作活動に協力してもらう。
課題等	保存会が保存・普及の活動を図っているが、会員の高齢化・人口減少による担い手不足を解消し、担い手の育成とともに、凧による交流・関係人口の創出・拡大に繋げる。	人口減少により地域活性化を目的としたイベントに関わる担い手が不足しているため、町外・県外に対して、より効果的な事業の実施、運営及び情報発信に繋げる。
第1回活動概要（予定）	7～8月（田原市まつり会館）に開催する田原凧夏休み凧教室への参加	8～10月（美浜町内）に町の魅力を知るため、町内ツアーやイベントに参加
第2回活動概要（予定）	10～11月に開催する田原市民まつり、道の駅めっくん子ども凧まつり、まつり会館文化体験フェスティバルのいずれかにおいて、凧づくりを参加	11～12月に開催する移住定住イベントへの参加・運営手伝いを行うほか、交流会を開催し、シティプロモーション冊子「みはまデイズ」制作へ協力
参加者に求める役割	<ul style="list-style-type: none"> ・凧づくり教室・けんか凧揚げ等の活動への参加 ・田原凧まつり当日運営のサポート（来場者への説明等） ・参加後の継続的な関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の魅力発見・創出、参加者による積極的な情報発信及び町情報発信への助言 ・移住イベント等への参加および運営サポート ・参加後の継続的な関わり
参加人数及び本業務での募集人数	全参加者40人のうち、10人を募集	全参加者15～30人のうち、10人を募集
必要な消耗品等	地域活動団体が選定する追加の凧講師の講師料、テント・テーブル、イベント用消耗品等	軍手等イベント用消耗品等

※日程・場所・活動内容等は現時点の予定であり、今後、実施主体等と調整した上で決定する。